



令和6年4月26日

行方市長 鈴木周也様

行方市情報公開審査会
会長 百瀬勝郎



行政文書不開示決定処分に係る意見の求めについて(答申)

令和6年3月11日付け行総第379号で当審査会に諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

行方市長(以下「実施機関」という。)が令和6年2月5日付け行事第352号により行った不開示決定処分は、妥当である。

2 審査請求及び審査の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年1月19日、行方市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条の規定に基づいて、実施機関に対し、「霞ヶ浦ふれあいランド・水の科学館に関する官民連携可能性サウンディング調査の個別ヒアリングの質疑内容」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を特定した。
- (3) 実施機関は、条例第7条第3号アの規定に基づき、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため不開示決定を行い、令和6年2月5日付けで審査請求人に通知した。
- (4) 審査請求人は、令和6年2月6日付けの審査請求書により、実施機関に対し、不開示決定処分の取り消し裁決を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について令和6年3月11日付けで実施機関から条例第20条の規定に基づく諮問を受けた。
- (6) 当審査会の本件審査に際し、実施機関から、令和6年2月29日付けの

弁明書及び審査請求人から行方市長宛て提出のあった令和6年3月18日付けの反論書の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該サウンディング調査は、公共事業の可能性を探るために行われたものであり市のヒアリングに対する事業者のスピーキングは公開を前提とするものであるから、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものではない。
- (2) 質疑に係る参加事業者の情報については、参加事業者の協力関係が推察される情報であることから、今後の参加事業者の公正な競争関係における地位及び協力関係を害するおそれがある情報であるため、不開示とされたが、同調査の際、非公開を前提としていない。
- (3) ヒアリングの質疑内容は開示しても、今後の参加事業者の公正な競争関係における地位及び協力関係を害するおそれがある情報ではないため、不開示としたことには理由がない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が開示を請求した「霞ヶ浦ふれあいランド・水の科学館に関する官民連携可能性サウンディング調査」の個別ヒアリングの質疑内容を不開示とした処分については、参加事業者の有するノウハウや事業展開の考え方等が含まれている情報である。
- (2) 質疑に係る参加事業者の情報については、参加事業者の協力関係が推察される情報であることから、今後の参加事業者の公正な競争関係における地位及び協力関係を害するおそれがある情報であるため、不開示としたものである。

5 審査会の判断

- (1) 行方市情報公開条例第7条第3号アで規定する、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれについては、行方市特有の規定ではなく、他の自治体の情報公開条例にも同様の規定がある。
- (2) 国の指針によると、利益を害することについては、法人の性格、権利・利益の内容、法人等と行政との関連性等を十分に考慮しながら、個別・具体

に判断する必要があるとされていることから、情報の不開示によって守られる法人の利益の保護をはじめ、憲法上で保護された権利、当該情報が公開されることによる住民の受け止め方、当該情報の性質、公開することによる行政と法人との信頼性・関係性なども十分に考慮される必要がある。

- (3) 本件請求における参加事業者(以下「事業者」という。)は、不開示情報に該当すると思慮され、質疑に係る事業者の情報は、公に明らかにされている情報ではなく、個別・具体的な内容に立入って、事業者のノウハウについて詳細に記載された部分を見ると秘匿性が高いものである。
 - (4) 事業者は、積極的に参加したにも関わらず、内容によっては消極的な企業であると捉えられてしまい、企業価値が下がる可能性があるため、営業の自由等の重要な権利に制約が生じるおそれがある。
 - (5) 個別ヒアリングの質疑内容については、公開を前提として実施されたものではなく、市がその内容を取りまとめた資料は非公開の内部資料として扱われているものである。
 - (6) 参加した事業者からすれば、官民連携の可能性について情報交換しただけであるにもかかわらず、市民から、実施事業者であると誤解されるおそれがあり、当該事業者にとってもヒアリングに参加した趣旨と齟齬が生じてしまうおそれが生じ、今後、同じような市の調査事業には協力しないということになりかねず、行政との信頼関係が損なわれるおそれがある。
 - (7) 競争上の利益の観点からすると、参加した事業者が公開されることにより、参加していない事業者が、霞ヶ浦ふれあいランド再生整備事業に関する官民連携事業に今後介入することをためらってしまう可能性があり、市場の過疎性を生じるおそれがある。
 - (8) 以上のことから、サウンディング調査の個別ヒアリングの質疑内容が記載された文書については、行方市情報公開条例第7条第3号アに掲げる情報が記録されていることから、開示するべきではないと考える。
- よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。